

高知県立林業大学校視察等受入基準内規

第1 趣旨

国、地方公共団体等の職員以外の者が高知県立林業大学校（以下「林業大学校」という）の校舎、大型実習棟及びこれらに係る施設（以下「施設等」という）の視察等を希望する際の受け入れ基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 視察等受入の対象

林業大学校の施設等の受け入れ対象（以下、「対象者」という）は次のとおりとする。

- 1 林業・木材産業及び建築・設計に携わる者
- 2 視察等の目的が本県の森林林業・木材産業の施策に合致する者
- 3 その他、林業大学校副校長（以下、「副校長」という）が認める者

第3 視察等の対象日

林業大学校の施設等の受け入れは、原則として土曜日、日曜日及び祝祭日を除く日の午前8時30分から午後5時15分までとし、かつ、林業大学校研修生の研修に支障のない範囲とする。

第4 視察等の申込

対象者が、林業大学校の施設等の視察をしようとするときは、別紙1の高知県立林業大学校視察等申込書を副校長に提出するものとする。

第5 視察料

視察等に係る料金は無料とする。

第 6 その他

この内規に定めのない事項について副校長は別に定めることができる。

附則 この内規は令和元年 5 月 15 日から施行する。